

議第14号

高山市老人デイサービスセンター管理条例の一部を改正する条例について

高山市老人デイサービスセンター管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年3月2日提出

高山市長 國島芳明

提案理由

高山市向陽園老人デイサービスセンターを廃止するため改正しようとする。

高山市老人デイサービスセンター管理条例の一部を改正する条例

高山市老人デイサービスセンター管理条例（平成11年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
高山市向陽園老人デイサービスセンター	高山市三福寺町1051番地3	高山市山王老人デイサービスセンター	高山市森下町1丁目208番地
高山市山王老人デイサービスセンター	高山市森下町1丁目208番地		
高山市ふれあい老人デイサービスセンターの項～高山市上宝老人デイサービスセンターの項 (略)		高山市ふれあい老人デイサービスセンターの項～高山市上宝老人デイサービスセンターの項 (略)	

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。